

「スポーツデジタルコンテンツに係るネットサービスシステム一式」運用内規

鳴門教育大学 保健体育講座

1. 無線LAN ” konami” への接続について

1-1 利用可能な者の範囲

- ・ 保健体育講座教員
- ・ 保健体育講座教員が利用を認めた者

1-2. WEPアクセスキーによる制限の適用

” konami” の各アクセスポイントのうち、健康棟、プール、艇庫の各アクセスポイントについてはWEPキーによる認証を必要とさせる。体育館アクセスポイントについては、当面のところ制限を設けずに運用する。（注：建物内であるため、学内無線LAN” tsunami” と同様に扱う）

1-3. WEPアクセスキーの取り扱い

” konami” へ接続するためのWEPアクセスキー情報は、講座内IT委員会で管理する。IT 委員会は講座教員にWEPアクセスキーを通知する。講座教員は、利用を認める者に対して、セキュリティー上の注意事項を説明した上でWEPキー情報を伝えることができる。

IT委員会は利用状況を適宜管理し、問題が生じた場合はWEPアクセスキーを直ちに変更できるものとする。この場合、その旨を講座教員にすみやかに通知することとする。

2. WEBカメラの利用について

2-1. 利用可能な者の範囲

- ・ 保健体育講座教員
- ・ 保健体育講座教員が利用を認めた者

2-2. 利用できるWEBカメラ

固定設置WEBカメラ：プール水中窓、プール、体育館、艇庫

移動式WEBカメラ：ID01、ID02、ID03、ID04

2-3. ログインによる制限の適用

各WEBカメラにはログイン認証するための共通のユーザー名とパスワードを設定する。この情報は講座内IT委員会で管理する。講座教員は、利用を認める者に対して、セキュリティー上、プライバシー上、肖像権上の注意事項を説明した上でログイン情報を伝えることができる。

IT委員会は利用状況を適宜管理し、問題が生じた場合はログイン情報を直ちに変更できるものとする。この場合、その旨を講座教員にすみやかに通知することとする。

2-4. 映像の記録について

利用者はWEBカメラから得られる静止があるいは動画を、各自が運用するパソコンに保存できることとする。これらのコンテンツは、プライバシー保護法、個人情報保護法ならびに国立大学法人鳴門教育大学個人情報保護規則および関係規則に準拠して取り扱う。

2-5. 移動式カメラの運用について

講座教員は、移動式WEBカメラを必要に応じて任意の場所に設置し、運用することができる。移動式カメラはIT委員会が管理する。

追記：「講座」を「コース」に読み替える。(2007.4.1)